

質問第一一五号

馬毛島における自衛隊施設整備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和五年六月十六日

石垣のりこ

参議院議長 尾辻秀久 殿



## 馬毛島における自衛隊施設整備に関する質問主意書

防衛省が実施している馬毛島における自衛隊施設整備について、以下質問する。

一 防衛省は、馬毛島において、「騒音等の影響を限定」しつつ「島嶼防衛に資する訓練の実施が可能」となる旨説明している（令和二年十一月説明資料等）が、「島嶼防衛に資する訓練」の実施に際して具体的にどのような「騒音等の影響」が生じ得ると想定しているのか。「島嶼防衛に資する訓練」の具体例も踏まえ、明確に答弁されたい。

二 防衛省は、馬毛島における施設整備に必要な経費について、在日米軍の駐留に関連する経費に充てることを目的とした経費である（項）在日米軍等駐留関連諸費に計上されている旨説明しているが、これまでの各年度における馬毛島における施設整備に必要な経費は、一部ではなく全部が（項）在日米軍等駐留関連諸費に計上されてきたのか。その場合、自衛隊の施設を整備するにもかかわらず、一部ではなく全部を在日米軍の駐留に関する経費から支出することとした理由について、その妥当性も含めて明確に答弁されたい。

三 これまでの各年度における馬毛島における施設整備に必要な経費について、（項）在日米軍等駐留関連

諸費以外の（項）に計上されていた場合があれば、その年度、計上額を併せて明らかにされたい。

四 馬毛島における施設整備以外で、自衛隊施設の整備に必要な経費を（項）在日米軍等駐留関連諸費に計上している例があれば網羅的に示されたい。

五 馬毛島における施設整備に必要な経費について、財政法第三十三条第二項に規定する経費の流用により財源の確保を行った例を網羅的に示されたい。その際、（項）在日米軍等駐留関連諸費のうち、どの（目）の間の流用により財源の確保を行ったのかについても併せて示されたい。

六 馬毛島における施設整備に必要な総事業費は、現時点でどの程度の規模となる見込みか。

右質問する。